

営業者の方へ～営業する中で必要な手続きとお願い～

このパンフレットは営業をする前に必ず目を通し、大切に保管のうえ、必要に応じて参考にしてください。不明な点は保健所に遠慮なく相談してください。

1. 許可後に必要な手続き（変更手続きなど）
2. 食品衛生監視員による巡回指導や検査
3. HACCP の考え方を取り入れた衛生管理



1

許可後に必要な手続き

次の変更が生じた場合は、手続きが必要です。該当する届出を速やかに提出してください。各種届出様式は、市内保健所のホームページからダウンロードできます。

申請内容の変更が生じた場合

変更届の提出が必要となります。変更内容により、下記の添付書類を準備してください。なお、**申請者の変更**や**店舗の移転**については、新たに営業許可の申請が必要となります。

	変更内容	必要書類	許可証
1	申請者氏名（個人）	変更前後の内容がわかるもの ^{※1} （原本）	持参
	代表者（法人）	登記事項証明書等 ^{※2} （原本）	不要
2	申請者住所（個人）	変更前後の内容がわかるもの ^{※1} （原本）	持参
	主たる事務所の所在地（法人）	登記事項証明書等 ^{※2} （原本）	持参
3	営業所の名称、屋号		不要
	営業所の商号（法人）	登記事項証明書等 ^{※2} （原本）	不要
4	営業設備の大要（施設の一部変更）	図面 ^{※3}	不要
	使用水の変更を伴う場合	水質検査成績書（水道水を使用する場合を除く）	不要

※1 住民票、戸籍抄本、免許証（裏書きのあるもの）等

※2 履歴事項全部証明書など

※3 変更の内容によっては、新規申請が必要となる場合があります。なお、施設基準を満たさなくなるような変更はできません。設備の撤去や移動の際は、事前にご相談ください。

食品衛生責任者が変わった場合

食品衛生責任者変更届の提出が必要となります。食品衛生責任者の資格を証明する書類の原本を持参してください。確認後、お返しします。

営業をやめた場合

廃止届の提出が必要となります。許可証（登録票）を添えて提出してください。なお、許可証（登録票）を紛失した場合は、紛失届を併せて提出してください。

営業の地位の承継が生じた場合（法人の合併、分割、個人の相続）

承継届出書の提出が必要となります。承継の種類により、下記の添付書類を準備してください。

	承継の種類	必要書類
1	個人の相続による承継の場合	戸籍謄本
		（相続人が2人以上いる場合） <u>相続人全員</u> の相続同意書
2	法人の合併による承継の場合	合併後存続又は合併により <u>設立された法人</u> の登記事項証明書
3	法人の分割による承継の場合	登記事項証明書

法律上、承継や相続に当たらない場合は、新しい営業者が新規申請をする必要があります。必要書類の確認を含め、事前に保健所にご相談されることをおすすめします。

許可（登録）の更新

許可（登録）には**有効期間**があります。期間満了後も引き続き営業したい場合は、満了日までに**更新申請**が必要です。更新しない場合は、許可が無効となり、新たに営業許可を取得するまで営業はできません。

なお、申請には**更新申請書**及び**手数料**が必要です。また、更新に際して改めて**施設調査**が必要となります。



2

保健所による検査、監視、指導について

食の安全を確保するため、食品衛生法等に基づき、食品の収去検査、施設の立入検査を行っています。保健所の食品衛生監視員が、事前の連絡なく施設に伺う場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

食品の収去検査

食品衛生監視員が、店舗等から検査に必要な食品を**無償**で採取します（この行為を「収去」といいます）。

検査結果書は文書で通知します。取引先への提出等に利用することが可能です。

検査により違反等が発覚した場合は、原因究明のための立入検査を行い、健康被害の発生を防止するため、必要に応じて、回収命令などの行政処分や指導を行います。

立入検査（監視指導）

食中毒が発生しやすい夏期や、食品が大量に流通する年末を中心に、衛生管理等の指導のために立入検査を行います。

また、消費者の方々からの相談等に応じ、不安解消や原因究明のため、聞き取り調査や立入検査を行います。

※ 上記以外にも必要に応じて監視を行います。立入に際して、衛生管理の記録（次項参照）、製品や原材料の受け入れ等に関係する記録（帳簿、伝票）の提出を求めることがあります。

3

HACCP の考え方を取り入れた衛生管理について

すべての食品等事業者に対し、HACCP に沿った衛生管理が求められることになりました。以下の3つのステップで実施していきましょう。



1. 衛生管理のポイントを理解して衛生管理計画をつくる
2. 計画に従って実施する
3. 記録をつけ、定期的に振り返る

業界団体によって作成された業種別手引書も参考にして、取り組みましょう。はじめに作成した衛生管理計画で満足せず、日々の記録を振り返り、少しずつ内容を改善・向上させ、継続的に取り組むことが大切です。

お問い合わせ先

北海道宗谷総合振興局保健環境部利尻地域保健支所
（稚内保健所利尻支所）

〒097-0401 利尻町沓形字日出町 13-1
TEL：0163-84-2247（直通）
FAX：0163-84-2246